番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
1		「まほろば亀岡川東」景観資産登録を活用しての取り組みについて	旭町を含めた川東4町で、京都府の景観資産登録を受けました。旭町には貴重な文化財や資源が多数ありますが、地域の方に十分知られていないものも多く、活用に関しては、まず住民の皆さんに、どこにどのような資源があるか確認していただくことが大切だと考えます。 そのために、文化財や資源を掘り起こすワークショップや現地見学会等の実施し、地域を知っていただくことで、保存・活用に向けた関心が高まってくると考えます。文化資料館や社会教育課文化財係には専門家がおりますので、必要があれば、自治会と調整のうえ講師として派遣します。	教育部長	⑥その他	文化財や資源を掘り起こすワークショップや現地見学会等の実施に協力させていただきます。
			地域の魅力を発信し、認知度の向上させることは住民の誇りに繋がり、交流人口の増加に必要であると考えます。情報発信の方法については、マップの作製や看板を設置するほか、それらを電子化してHPに掲載したり、動画を作成してサイトやSNSでシェアする手法が考えられます。 広報について、具体的な内容を決めていただきましたら、市長公室秘書広報課広報公聴係で相談を受付いたします。	市長公室長	⑥その他	こん談会での回答のとおりです。
			自治会版ふるさと納税の推進のためにも、地域のアピールが必要なのでよろしくお願いします。また、なごみの里が5周年を迎えるので、それに併せて、専門職員と共に地域を歩くウォーキングゲームやスタンプラリー、アトラクション等のイベント開催するのも良いと考えます。地域の人だけでなく、地域外の人に関心を持っていただけるようなイベントがあると良いのではと考えます。また、漫画「ファインダー」にちなんだ、女性の広報部員によるチームを結成しますので、その人達に旭町に来ていただき、若い世代から見た旭町の魅力をSNSやブログで発信することも出来ると考えます。他にも、旭町には旭メロンなどの農作物や三俣のチャートなど歴史的な場所があります。これらをどのように見ていただくか考えていただき、地元と市役所や文化資料館の職員が協力して発信していければと思います。	市長 (市長公室) (産業観光部) (教育部)	①実施 ②実施予定	こん談会での回答のとおりです。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
2	旭町	印地区の臭気について	(臭気について) 現在も継続して臭気の測定をしています。臭気は天候や気温の変化によって変わりますが、今のところ基準値以上の臭気は確認出来ていません。道具を使った臭気測定と担当職員による臭気確認のほか、現場周辺を見回り清掃状況等を確認しています。 毎年4月に1年間の経過を総会で報告していますが、そこで住民の方々と意見交換をさせていただきながら、関係機関の南丹保健所や南丹市との連絡を取り、情報共有や連携を図っていきたいと考えています。また、焼却行為に関しては、南丹市と連携して対応していくことを確認しているところです。 本地域は悪臭防止法の規制区域外であり、当該事業所の所在地は亀岡市ではないので動きづらいところではありますが。情報を南丹市や南丹振興局、南丹保健所に報告し共に行動していきたいと考えております。	環境市民部長	①実施	本件に関しては、月2回の監視パトロール及び臭気確認を 実施し、発生源事業所に対する監視を継続するとともに、事 業者の意識改善を促しているところです。 今後につきましても、京都府等関係機関と情報共有を図 り、近隣住民の皆さんの御意見等もお聞きしながら状況の改 善に向けて努めて参りたいと考えます。
			(管理衛生基準等について) 畜産環境に対する指導については、南丹広域振興局、南丹家畜保健衛生所、南 丹保健所等で行っています。 臭気の事案は、印地区に隣接する農場からの臭気と思われますが、この農場についても、南丹市の協力も得て飼養状況の確認を行っています。牛舎内の清掃状況、 糞尿処理状況など、「飼養衛生管理基準」及び「家畜排せつ物法に基づく基準」に 基づき確認する限り、現在のところ適正に飼養されている状況にあると関係機関において判断されています。 印地区に隣接する農場については、南丹市にあることから、引き続き京都府や南丹市に対しても、事業者が臭気に対する対策を講じ、環境に十分配慮した飼養を行うように助言・指導していただくよう要望していきたいと考えています。木の問題についても南丹市と連絡調整していきたいと考えます。	産業観光部長	②実施予定	こん談会での回答のとおりです。
3	旭町	【質問事項等】 南丹市から事業所に働きかけされているとのことですが、訪問された際の 反応等はどうでしょうか。	南丹市や南丹家畜保健衛生所によって法律に照らした訪問や指導が行われていますが、改善された状況にはありません。	産業観光部長	⑤困難	今後も、南丹市及び南丹家畜保健衛生所と連絡をとり、訪問・指導をしていただくよう依頼します。
			この状況の中、亀岡市でどう対応していくのかということですが、先日、南丹市の市長が代わったので、一度公文書で正式に改善要請をしたいと思います。 またそのために、自治会から亀岡市に一筆要請をいただければと思います。それを受けて、亀岡市として、南丹振興局や南丹保健所、南丹市などに働きかけ行動を起こすことで、問題解決に向け一歩進めていきたいと思います。	市長 (産業観光部)	②実施予定	平成30年8月30日に旭町自治会より要望書を受けていることから、今後、調整を図っていく予定です。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
4	旭町	境川の改良について	境川は長年の排水及び土砂流出の対策が課題です。上流は保安林及び砂防指定地域となっており、そこをでまして共同墓地から府道までの間が山林地域を通過しているかたちになっており、これまでから行政間協議を継続しています。これまでの度重なる災害の状況のもとに平成29年3月に亀岡市と南丹市と氷所区役員と協議を行い、その後山階区と氷所区の両区で協議をもっていただき、改めて連携して取り組んでもらう事とされました。3月に両区で連携され京都府南丹土木事務所長・京都府南丹振興局長・亀岡市長・南丹市長宛へ要望書を提出されました。関係間協議(京都府・南丹市・亀岡市)につきましては、昨年の11月に行っており、山階区と氷所区で協議していただいた内容をそれぞれに伝えて事業実施に向けた協議を行ったところです。状況としましては、上流域の砂防指定区域内については京都府が対策を検討していただいているが下流域の排水対策が必要です。改修については、今の境川を改修するのか、ほ場整備の排水路を利用するルートで基本的に承諾をしていただいており南丹市も前向きに取り組んでいただいています。その後、京都府から協議をいただいているのは、は場整備の排水路の始まりと砂防指定地との間に隙間があり、そこをどこが整備するのかということ、国有の水路敷がないこと、水路を整理するための用地の問題、京都府・南丹市・亀岡市の範囲と費用の整理についてです。7月豪雨の対応として、氷所へ行った水をセキを切って山階の方に流させていただきました。その影響で、ほ場整備の排水路に土砂の堆積及び田の畦畔の崩壊等がありますので対応させていただきます。その時には、地権者を調べさせてもらいお知らせもさせてもらわなくてはなりませんが、周知方法等は相談させていただきます。スケジュール的には9月中に業者決定でそれ以降に着工ということになる予定です。	まちづくり推進部事業担当部長	②実施予定 ③検討	7月豪雨の対応については、境川の堰の復旧・土砂浚渫及び山階排水路の土砂浚渫を実施済です。境川改良については、京都府・亀岡市の事業区分界を京都府と共に現地立会を行い、京都府と接続部分の事業分担について協議を行います。亀岡市の中でも工法検討(砂溜め設置位置、流路の位置等)を行います。尚、平成30年12月26日に京都府と事業区分界の現地立会を実施しました。
5	旭町	北谷川(荒神河原)下流の整備につ いて	北谷川は砂防河川であり、京都府において平成23年度に調査検討がされています。 流末の処理ルートとしましては、旭町の権現川に流すのか、真っ直ぐに平の沢に抜くのかという議論がありました。結果としましては小口地区で設置したほ場整備の排水路を利用して平の沢池へ抜くということになり、千歳町・馬路町の自治会の了承を得ました。 しかし当箇所も、市道より上流は砂防指定区域であり府が対応してくれますが、下流は市で対応する必要があります。また排水路がありますが、市道からほ場整備の排水路までの間が未整備ですので対応が必要となっています。そしてほ場整備の排水路も土羽部分にコンクリートを張るなどの対応も必要となってきます。 優先的には境川とさせてもらっており、境川改修後に取り組ませてもらおうと思います。 土砂堆積の件ですが、市道の分につきましてはすでに撤去してあります。 ・民有地への土砂堆積につきましては、土砂の除去につきましては農地等につきましても個人で対応していただいておりますのでよろしくお願いしたいと思います。	まちづくり推進部事業担当部長	②実施予定	こん談会での回答のとおりです。

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
6	旭町	空家対策について	全国的な問題であり、亀岡市で空家は約2300戸あるとされており、その中で今回のこん談事項に該当するような内容の空家が400戸ほどあると思われます。 国で「空家等対策の推進に関する特別措置法」というものが平成27年に施行され、市の方でも「亀岡市空家等対策の推進に関する条例」を制定しています。条例をつくったことにより、誰の持ち物か分からないようなものに対しても対応もできるようになっていきています。 これまでは個人の財産ですので調べることが出来なかったが今は出来ますので、窓口の建築住宅課へ話をしていただきましたら調査をさせていただきます。それで持ち主さんが分かった場合は、亀岡市から手紙を出させていただいて、地域の皆さんが困っておられますということ、放っておいたら崩れることや瓦が落ちる等危険であることをお知らせし、固定資産税の課税時についても通知させていただきます。合わせて利用できるような空家ならば、亀岡市空家バンクの案内や管理も難しいようなことならば、ふるさと納税で空家の管理もできるということも案内させていただきます。また調整区域の区域指定制度もあります。今までであれば、調整区域で空家になると利用が難しいということがありましたが、指定していただいたきましたら、底地を事務所等でも利用できるようになります。そういう制度も利用していただきましたら、まだ利用できる空家でしたら財産として活用していただくこともできます。	まちづくり推進部長	①実施	こん談会での回答のとおりです。
7	旭町	とうございました。しかし、もう一回雨	きました。土砂撤去はさせていただきましたが、引き続き上からの小さな石等の対策として仮の対応としてさせていただいています。緑化した側の法面もずり落ちていますので、後の復旧はしたいと思っています。	まちづくり推進部 事業担当部長	②実施予定	当該箇所については、災害復旧工事により復旧予定です。
8	旭町	【質問事項等】 旭町は南丹市との隣接もありますので、広域で考えていただきまして両方がプラスになるようなこともお願いしたい。 例えば、コミュニティバスを一便でも八木駅に通していただいたりしていただければ、総合病院等利用される方もおられます。そうすると、青戸や西田の方も利用できてよいのではないかと思いますので広域での連係をお願いしたい。	南丹市も京丹波町もそれぞれ昨年度・今年度含めて市長が代わられましたので、この6月に私が声掛けをして2市1町を京都丹波というエリアで広域連携するための事前こん談会を市長と町長と副市長と副町長を含めてしています。 その中で広域連携の話しもしてきており、ゴミ、上水、道路の問題も出ています。ま	市長 (まちづくり推進部)	3検討	こん談会での回答のとおりです。